



1. 平成30年度予算 経産省概算要求 ～中小企業対策費 174億円増の1,290億円～・・・中小企業振興紙(平成29年9月15日)

経済産業省は8月31日、平成30(2018)年度予算概算要求をまとめ、財務省に提出しました。このうち、中小企業対策費は1,290億円と、29年度当初予算比で174億円上回る規模を計上しました。中小企業・小規模事業者を取り巻く課題として、経営者の高齢化、IT(情報技術)導入の遅れ、人材不足を挙げ、それを克服するため、①事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進②IT活用の拡大③人材不足への対応一の3点を重点項目として取り組みます。これに加え、引き続き粘り強く取り組んでいく政策として、①地域未来企業の発掘、経営力強化・生産性向上②活力ある担い手の拡大③安定した事業環境の整備④災害からの復旧・復興一を掲げました。

■事業承継、IT導入支援、人材不足対応に重点

重点3項目の中で、事業承継・再編・統合では、▽事業承継・再編・統合集中実施事業▽中小企業再生・事業引継ぎ支援事業、IT活用の拡大では、▽決済情報管理支援事業▽経産省デジタルプラットフォーム構築事業▽地域中核企業・中小企業等連携支援事業、人材不足への対応では、▽人材対策事業▽ワンストップ総合支援事業一を予算化しました。30年度の重点項目、引き続き取り組む政策のそれぞれの概要、概算要求額は次の通り

中小企業対策費の推移

	28年度	29年度	30年度 (要求)
政府全体	1,825億円	1,810億円	2,275億円
うち経産省計上	1,111億円	1,116億円	1,290億円

財政投融资計画(貸付規模)の推移 ＜日本政策金融公庫(中小企業・小規模事業者向け業務)＞

	28年度 (実績)	29年度 (当初)	30年度 (要求)
中小企業事業分	1.57兆円	1.91兆円	1.91兆円
国民生活事業分	2.18兆円	2.37兆円	2.37兆円
(うちマル経)	0.26兆円	0.29兆円	0.29兆円

●重点項目（カッコ内は前年度予算）

①事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進

○事業承継・再編・統合集中実施事業【16億円（新規）】

- ・地域の支援機関が連携した事業承継ネットワークを構築し、休廃業リスク分析等も活用することで、地域での事業承継支援を促進する
- ・事業の再編・統合促進のため、地域金融機関等による計画の策定支援や設備投資等の支援を行う。

○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（拡充）【75億円（61億円）】

（うち事業引継ぎ関連【25億円（17億円）】）

- ・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供およびマッチング支援等をワンストップで行う。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行う。あわせて、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱えた中小企業・小規模事業者の事業再生の支援を行う。

②中小企業・小規模事業者におけるIT活用の拡大

○中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業【4億円（新規）】

- ・受注から入金までの決済業務等についてITを用いて効率化する実証を行い、全国の中小企業に普及するための体制を整備する。

○経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業【44億円の内数】

- ・デジタルガバメント実現のため、法人認証基盤の整備やデータ連携の技術基盤を整備するとともに、中小企業向け行政サービスのデジタル化（施策情報の発信、各種申請）、ITクラウドサービスの見える化、官民データベースの連携等の環境を整備する。

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業（拡充）【178億円（155億円）】

- ・中小企業が地域中核企業等と連携して行う活動を、研究開発から市場獲得まで一体的に支援する。その中で、来年度より中小企業のIoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）等の技術を活用する事業についての取り組みを促進する。

③人材不足への対応

○中小企業・小規模事業者人材対策事業（拡充）【28億円（17億円）】

- ・中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘・確保・定着を一括支援する。「人手不足対応ガイドライン」の普及や、中核人材等の確保に向け多様な雇用形態の導入促進に取り組む。あわせて、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成する。



【化学物質管理者入門コース】

セミナーのお知らせ

改正労働安全衛生法に基づく

リスクアセスメントの基本と

GHSラベルを活用した

How to 職場の安全衛生教育

改正労働安全衛生法に基づき、一定の危険有害性を有する化学物質を製造・使用する事業者は、リスクアセスメントの実施が義務化されました。また、譲渡提供時にはSDS（安全データシート）の交付に加え、GHSラベルの表示も義務化されました。

本セミナーでは、労働者の化学物質の危険有害性に対する認識の向上などを目的に、安全衛生教育担当者を主な対象として、リスクアセスメントの基本とGHSラベル及び化学物質に起因する災害事例を活用した安全衛生教育について簡単に解説するとともに、化学物質を取り扱う作業のモデルとなるリスク低減対策を整理した「作業別モデル対策シート」についてご紹介します。

開催日・会場

※詳細は裏面をご覧ください

①2017年12月7日(木) 仙台	⑤2018年1月9日(火) 名古屋	⑨2018年1月30日(火) 名古屋
②2017年12月18日(月) 大阪	⑥2018年1月12日(金) 札幌	⑩2018年2月2日(金) 東京
③2017年12月19日(火) 岡山	⑦2018年1月16日(火) 新潟	⑪2018年2月5日(月) 大阪
④2017年12月20日(水) 福岡	⑧2018年1月22日(月) 北九州	⑫2018年2月9日(金) 東京

セミナーのトピックス

リスクアセスメントの基本	<ul style="list-style-type: none"> ・改正労働安全衛生法の改正のポイント ・改正労働安全衛生法に基づいたリスクアセスメント
災害防止に向けた化学物質管理の基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・GHSラベルの概要 ・化学物質に起因する災害事例のご紹介
GHSラベルを活用した職場の安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ・GHSラベル及び災害事例を活用した安全衛生教育 ・労働者及び安全教育担当者向けテキストのご紹介
作業別モデル対策シートの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質を取り扱う作業別のモデル対策シートの概要 ・モデル対策シートのご紹介

本セミナーでは、職場のあんぜんサイトに掲載されている厚生労働省版コントロール・バンディング※の改修について、簡単なデモンストレーションも行う予定です。「こうすれば使いやすくなる!」、「こう改良して欲しい!」などのご意見を募集します! ※http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html



お申し込み・詳細は、下記URLから!

https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2017/ra_anzeneisei/index.html

受講料
無料

※電話、FAXなどのお申し込みは受付けておりません。  厚生労働省  Mizuho Information & Research Institute

セミナー開催日程と会場詳細

9:30～受付開始
10:00～14:30 講演(予定)
(休憩1時間)

①平成29年12月7日(木)【仙台会場】 仙都会館8階会議室 宮城県仙台市青葉区中央2-2-10 最寄駅:JR「仙台」駅、JR仙石線「あおば通」駅など	②平成29年12月18日(月)【大阪会場】 新大阪丸ビル別館10階10-1号室 大阪市東淀川区東中島1-18-22 最寄駅:JR「新大阪」駅、御堂筋線「新大阪」駅など
③平成29年12月19日(火)【岡山会場】 オルガホールB1階 岡山県岡山市北区奉還町1丁目7-7 最寄駅:JR「岡山」駅	④平成29年12月20日(水)【福岡会場】 福岡ビル9階大ホール 福岡県福岡市中央区天神1丁目11番17号 最寄駅:天神大牟田線「福岡」駅、地下鉄「天神」駅など
⑤平成30年1月9日(火)【名古屋会場】 名古屋銀行協会5階大ホール 名古屋市中区丸の内2-4-2 最寄駅:桜通線「丸の内」駅、鶴舞線「丸の内」駅など	⑥平成30年1月12日(金)【札幌会場】 北農健保会館3階大会議室 札幌市中央区北4条西7丁目1番4 最寄駅:JR「札幌」駅、地下鉄南北線「さっぽろ」駅など
⑦平成30年1月16日(火)【新潟会場】 コープシティ花園ガレツソ4階ガレツソホール 新潟市中央区花園1丁目2番2号 最寄駅:JR「新潟」駅	⑧平成30年1月22日(月)【北九州会場】 パークサイドビル9階大会議室 福岡県北九州市小倉北区堺町1-6-13 最寄駅:JR「小倉」駅、モノレール「平和通」駅など
⑨平成30年1月30日(火)【名古屋会場】 名古屋銀行協会5階大ホール 名古屋市中区丸の内2-4-2 最寄駅:桜通線「丸の内」駅、鶴舞線「丸の内」駅など	⑩平成30年2月2日(金)【東京会場】 大手町サンスカイルーム27階A室 東京都千代田区大手町2-6-1 最寄駅:JR「東京」駅、東京メトロ「大手町」駅など
⑪平成30年2月5日(月)【大阪会場】 新大阪丸ビル別館10階10-1号室 大阪市東淀川区東中島1-18-22 最寄駅:JR「新大阪」駅、御堂筋線「新大阪」駅など	⑫平成30年2月9日(金)【東京会場】 ベルサール三田1階Room123 東京都港区三田住友不動産三田ツインビル西館1F 最寄駅:JR「田町」駅、三田線・浅草線「三田」駅など

セミナー開催案内

はじめての化学物質のリスクアセスメントセミナー 【基礎コース】

平成29年11月29日～平成30年2月8日

全国6か所で開催!

対象:化学物質を少量・低頻度で取り扱う事業者(第3次産業の事業者など)

詳細情報&申込はコチラ

https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2017/ra_kiso/index.html

改正労働安全衛生法では、一定の有害危険性を有する化学物質を製造または取扱うすべての事業にリスクアセスメントを実施することを義務付けています。しかしながら、少量・低頻度で化学物質を取り扱う事業者(特に第3次産業の事業者)では、対応が難しい状況にあります。そこで!厚生労働省では、そのような事業者に向けて簡単にリスクアセスメントが実施できるツールCREATE-SIMPLEをみずほ情報総研株式会社と共同で開発しました。左記のセミナーでは、初心者でも理解できるよう、化学物質のリスクの基礎からツールの使い方まで解説します。奮ってご参加ください!



はじめての

化学物質の リスクアセスメントセミナー 【基礎コース】

Program

- 化学物質のリスクとリスクアセスメントの基礎
- 簡単なリスクアセスメントツールのご紹介
- 改正労働安全衛生法のポイント

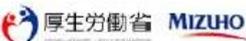
2017.
11/29(水) 広島
12/08(木) 仙台
12/12(火) 大阪
2018.
01/11(木) 東京
01/23(火) 福岡
01/31(水) 名古屋
02/06(火) 大阪
02/08(木) 東京

改正労働安全衛生法では、一定の有害危険性を有する化学物質を製造または取扱うすべての事業者にリスクアセスメントを実施することを義務付けています。しかしながら、少量・低頻度で化学物質を取り扱う事業者（特に第3次産業の事業者）では、対応が難しい状況にあります。そこで！厚生労働省では、そのような事業者に向けて簡単にリスクアセスメントが実施できるツール「CREATE-SIMPLE」をみずほ情報総研株式会社と共同で開発しました。本セミナーでは、リスクについてあまりご存じでもない方でも理解できるよう、化学物質のリスクの基礎からツールの使い方まで解説します。奮ってご参加ください！



お申し込み・詳細は、下記URLから！
https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2017/ra_kiso/index.html

受講料
無料

※電話、FAXなどでの申し込みは受付ておりません。  厚生労働省  Mizuho Information & Research Institute

セミナー開催日程と会場詳細

9:30 ~ 受付開始
10:00 ~ 14:00 講演(予定)
(休憩1時間)

①平成29年11月29日(水)【広島会場】 広島県JAビル10階講堂AB 広島市中区大手町4丁目7-3 最寄駅:広電(宇品線)「市役所前」駅	②平成29年12月8日(金)【仙台会場】 仙都会館8階会議室 宮城県仙台市青葉区中央2-2-10 最寄駅:JR「仙台」駅、JR仙石線「あおぼ通」駅など
③平成29年12月12日(火)【大阪会場】 新大阪丸ビル別館10階10-1号室 大阪市東淀川区東中島1-18-22 最寄駅:JR「新大阪」駅、御堂筋線「新大阪」駅など	④平成30年1月11日(木)【東京会場】 大手町サンスカイルーム27階A室 東京都千代田区大手町2-6-1 最寄駅:JR「東京」駅、東京メトロ「大手町」駅など
⑤平成30年1月23日(火)【福岡会場】 福岡ビル9階大ホール 福岡県福岡市中央区天神1丁目11番17号 最寄駅:天神大牟田線「福岡」駅、地下鉄「天神」駅など	⑥平成30年1月31日(水)【名古屋会場】 名古屋銀行協会5階大ホール 名古屋市中区丸の内2-4-2 最寄駅:桜通線「丸の内」駅、鶴舞線「丸の内」駅など
⑦平成30年2月6日(火)【大阪会場】 新大阪丸ビル別館10階10-1号室 大阪市東淀川区東中島1-18-22 最寄駅:JR「新大阪」駅、御堂筋線「新大阪」駅など	⑧平成30年2月8日(木)【東京会場】 ベルサール三田1階Room123 東京都港区三田住友不動産三田ツインビル西館1F 最寄駅:JR「田町」駅、三田線・浅草線「三田」駅など

労働安全衛生法の改正により、リスクアセスメントが義務化

一定の危険性・有害性のある化学物質^{※4}について

- 危険性又は有害性^{※2}等の調査(リスクアセスメント)の**実施が義務**付けられました。^{※3}
- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、**労働安全衛生法令の措置を講じる義務^{※4}**があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために**必要な措置を講じることが努力義務^{※5}**となります。
- 業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う**すべての事業者が対象**です^{※6}。

- ※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である663物質(平成30年7月1日に、10物質が追加)
- ※2 ここでの「又は」は、どちらか一方でよいという意味ではない
- ※3 施行日は平成28年6月1日
- ※4 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合、当該規則に基づく措置を講じることが必要
- ※5 法令に規定がない場合、結果を踏まえた事業者の判断により必要な措置を講じることが努力義務
- ※6 リスクアセスメントの具体的な実施方法は「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年9月18日付け指針公示第3号)を参照

本セミナー
の
ねらい

第3次産業の事業者^{※7}など
化学物質を少量かつ低頻度で取扱う事業者を対象^{※8}に

- 化学物質にはどのような有害性や危険性があるのか、そしてリスクとリスクアセスメントの基礎とは何かを解説します!
- そして改正労働安全衛生法のポイントと事業者の義務について解説し、簡単なリスクアセスメントツール「CREATE-SIMPLE」を紹介します!

※7 化学物質を取扱う製造業以外の事業者(例:洗浄・清掃、その他施術を行うサービス業など)。
※8 第3次産業の事業者が主な対象ですが、限定はしていません。

税務署からのお知らせ

ご存じですか？ 「国外財産調書」

居住者（非永住者の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。



- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
 - ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
 - ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています（※）。
- ※ 平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

 国外財産調書は、e-Taxでも提出することができます。

詳しくは国税庁HPをご覧ください
<http://www.nta.go.jp>

国税庁 国外財産

検索

クリック!



平成29年9月

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 24 年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成 26 年 1 月から施行されています。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注 1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である方をいいます。

（注 2）「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

- （例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
- ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
- ・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注） 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等や FAQ でご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注 1）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注 2） マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。（掲載 URL は平成 29 年 6 月現在のものです。）

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp